

(参考)

### 長期研修中の安全対策について

- 長期研修の実施にあたっては、安全対策費として研修生のライフジャケット等の購入費用を助成するとともに、研修時にライフジャケットを着用しない等安全対策に不備のある機関は助成対象としない旨をガイドラインに規程しております。
- ライフジャケットの着用義務範囲の拡大を受け、平成 30 年度よりガイドラインを一部改定し着用の徹底を明記するとともに、7「違反行為による補助金の返還」の(4)の①を厳格に運用し、違反行為が明らかとなった場合は担い手育成基金より補助金の返還を命じることとしております。
  - 具体的には、7の(4)の①を
  - ① 実績報告時の事務取扱要領別紙様式7「研修写真」に添付した写真中に漁船甲板上で作業をしている指導者や研修生のライフジャケット着用が認められない場合
  - ② その他長期研修中に、ライフジャケットを着用すべき状態において指導者や研修生のライフジャケットの非着用が客観的に証明された場合として運用し、着用が認められなかった日の実践研修指導員費を助成せず、既に助成している場合は担い手育成基金への返還を求めます。

#### 【ガイドライン】

##### 7 違反行為による補助金の返還

以下のような違反行為が明らかとなった場合、本事業実施のため支出した補助金の一部又は全額の返還を求める。

(1)～(3) (略)

(4) 研修期間中、受入機関・漁業者又は研修生が以下の行為を行った場合。

① 研修時の安全対策の不備（指導者又は研修生がライフジャケットを着用せず漁船甲板上で作業を行う等）。

②～③ (略)

(5) (略)

#### 【ライフジャケットの着用義務化】

「船舶職員及び小型船舶操縦者法」が一部改正され、平成 30 年 2 月 1 日より、小型漁船（20 トン未満）においては、暴露甲板上の全ての乗船者にライフジャケットの着用を義務づけるよう着用義務範囲が拡大